

歩道等駐車場設置自費工事承認申請の手引き

◆本書をよく読んで申請してください

★既存施設利用を含め復旧は区の標準断面としてください

既に工事用乗入れ施設が存在しても申請書は提出してください

- 1 申請書類は、正・副・控え 計3部をA判で作成して提出してください。
(控えは、受付印を押してお返しします。提出された正・副の書類はお返ししません。)
- 2 申請受付から承認までには、約2週間程度かかります。余裕をもって申請の手続きをしてください。
- 3 乗り入れ部を記載した一階平面図及び施工平面図を提出してください。
- 4 申請書の住所や工事場所の記載は、すべて住居表示で記入してください。
- 5 申請時の留意事項
 - ① 申請書類のうち副本の 誓約書等はコピーでも良いですが、写真についてはカラーとしてください。デジタルカメラなどからのカラー印刷は可です。
◇写真上に、補強範囲を朱線で表示してください。
 - ② 切下げ幅は、車両の乗り入れに必要な最小限で計画してください。
◇最大延長 7.2メートルで2箇所までです。
斜め乗り入れ及び車道交差点部からの乗り入れは不可です。
 - ③ 延長が7.2メートルを越えての設置、街区のコーナー及び横断歩道から5メートル以内や交通量の多い箇所等での設置については、事前に所轄警察署と協議し、確認書(別様式)または議事録等を提出してください。
 - ④ 歩道切下げ箇所の両端には、防護柵(1m以上)またはポラードの設置を原則とします。
 - ⑤ L形補強、街路樹の移植・撤去、街路灯の移設・撤去等を要するときは、別途申請が必要です。
 - ⑥ 街路樹、街路灯、防護柵等の移植・移設・撤去は極力回避するよう計画してください。
 - ⑦ その他現場前面道路で、工事の施工に支障となる物件を調査し、現況平面図等に図示してください。
(雨水枡、街路灯、掲示板、郵便ポスト、人孔、下水枡、ハンドホール、交通標識、防護柵、パーキングメーター等)
 - ⑧ 案内図にはインデックスを付けてください。

提出先 中央区環境土木部道路課道路占用係
電 話 3546-5416~8

歩道補強・縁石切下げ等自費工事施工承認申請書

令和 年 月 日

(宛先) 中央区長

申請者 住 所
(施主)

氏 名

連絡先 ()

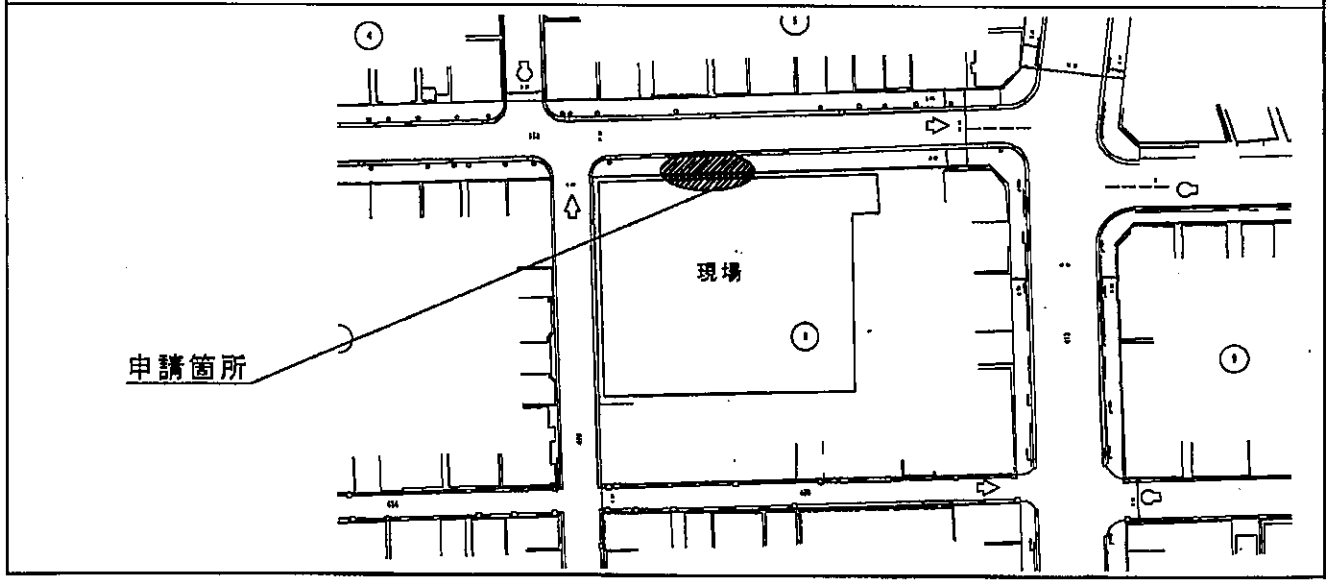
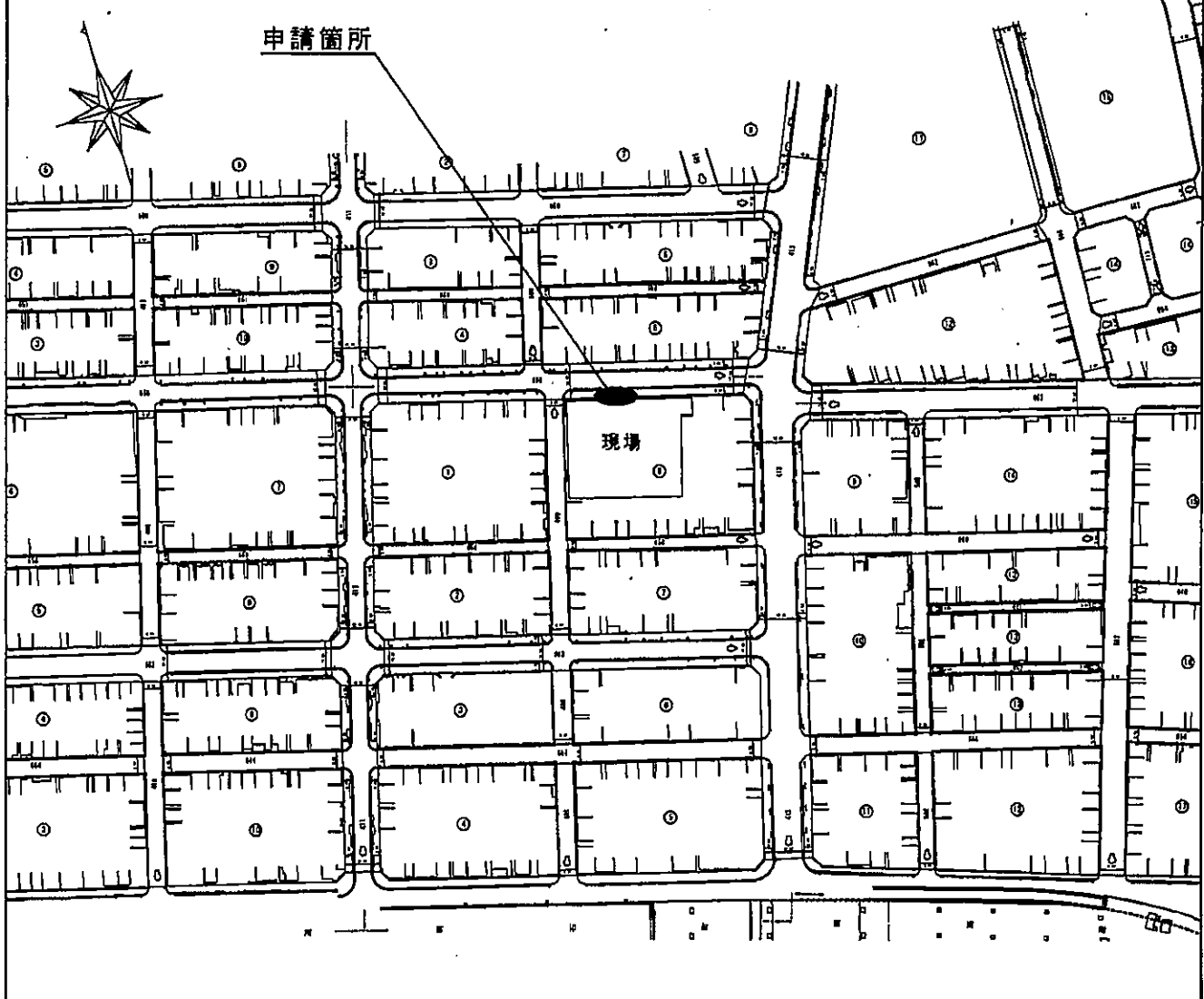
下記のとおり自費施工したいので申請します。

記

- | | | | | |
|----------------|---|----------------------|---|-------|
| 1 位 置 | 中央区 | 丁目 | 番 | 号先 |
| 2 目 的 | 自動車出入りのため | 車種 (乗用車・大型貨物車・小型貨物車) | | |
| 3 補強面積 | | 平方メートル | | |
| | (幅員 | メートル×延長 | | メートル) |
| 4 防護柵新設 | 新設延長 | メートル・支柱 | | 本 |
| 5 防護柵撤去 | 撤去延長 | メートル・支柱 | | 本 |
| 6 添付書類 | (1) 現地案内図
(2) 誓約書
(3) 現況平面図及び立面図
(4) 施工平面図及び立面図 (あわせて1階平面図等で乗入れ部分を明示すること)
(5) 施工詳細断面図 (区で配付したもので可)
(6) 現況カラー写真 (正面及び側面の写真。写真上に、補強の範囲を朱で表記すること) | | | |
| 7 連絡先
(施工者) | | | | |

案内図

現場名	(仮称) ○○ビル建設工事
住所	中央区○○町○丁目○○番○号



誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 中央区長

申請者 住所
(施主)

氏 名 印

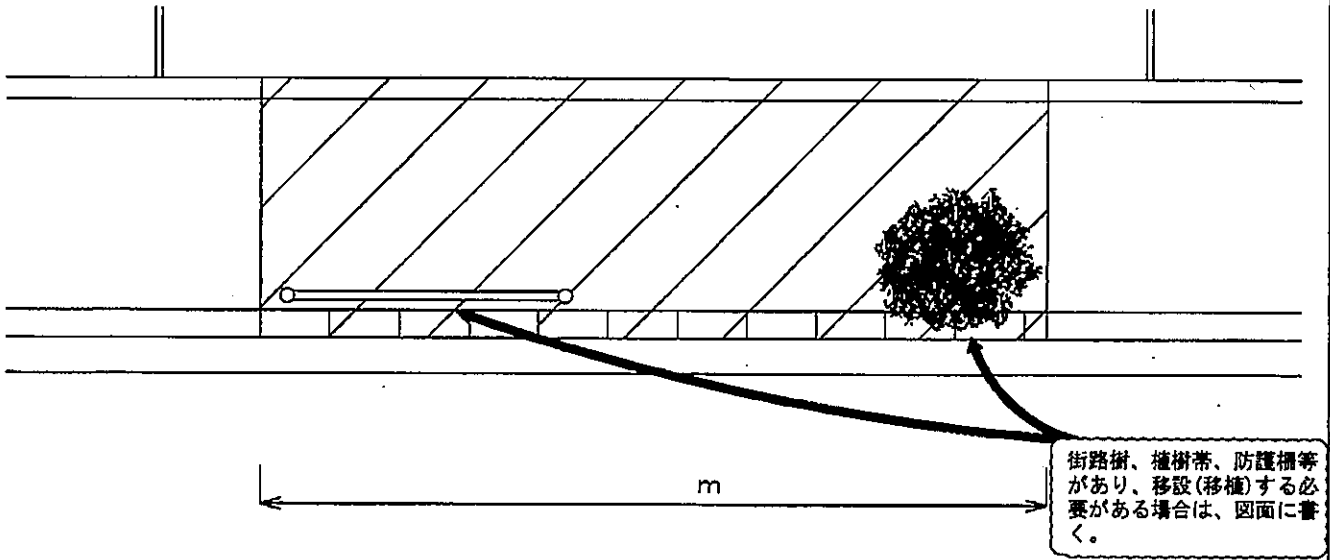
中央区 丁目 番 号先の歩道補強・縁石切
下げ等自費工事又はL形補強・縁石切下げ等自費工事施工について、
下記の事項を誓約します。

記

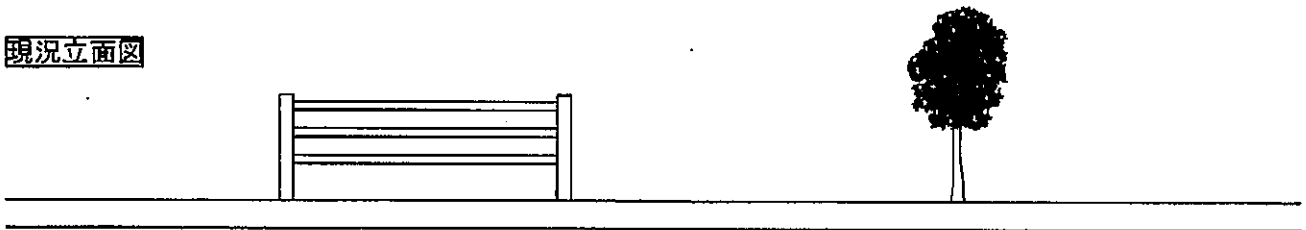
- 1 工事は、申請内容、貼付図書及び承認条件に基づき施工します。
- 2 工事は、すべて申請者の費用で施工します。
- 3 工事に際しては、区の指示に従い施工します。
- 4 この工事の施工で、道路の付属物その他の構造物を損傷した場合は、申請者の費用で復旧します。また、使用していない乗入れ施設がある場合は、この工事施工と同時に復旧します。
- 5 この工事で道路に付加した物件は、道路付属物としてしゅん功と同時に無償で中央区に提供し、中央区に帰属することに同意します。
- 6 しゅん功後は、申請者の負担と責任で善良な維持管理を行います。
- 7 車両の出入りの際には、通行人その他に事故のないよう十分注意します。
- 8 車両の出入りがなくなるなど乗入れ施設の使用を廃止したときは、速やかに中央区環境土木部道路課に届け出て、その指示に従い、申請者の費用で原形に復します。
- 9 中央区で道路の維持管理上の必要が生じた場合には、申請者の費用で原形に復します。
- 10 その他この工事の施工について、道路法、道路法施行令及び中央区道路占用規則その他関係諸規定を守ります。

◆申請（工事）場所 中央区

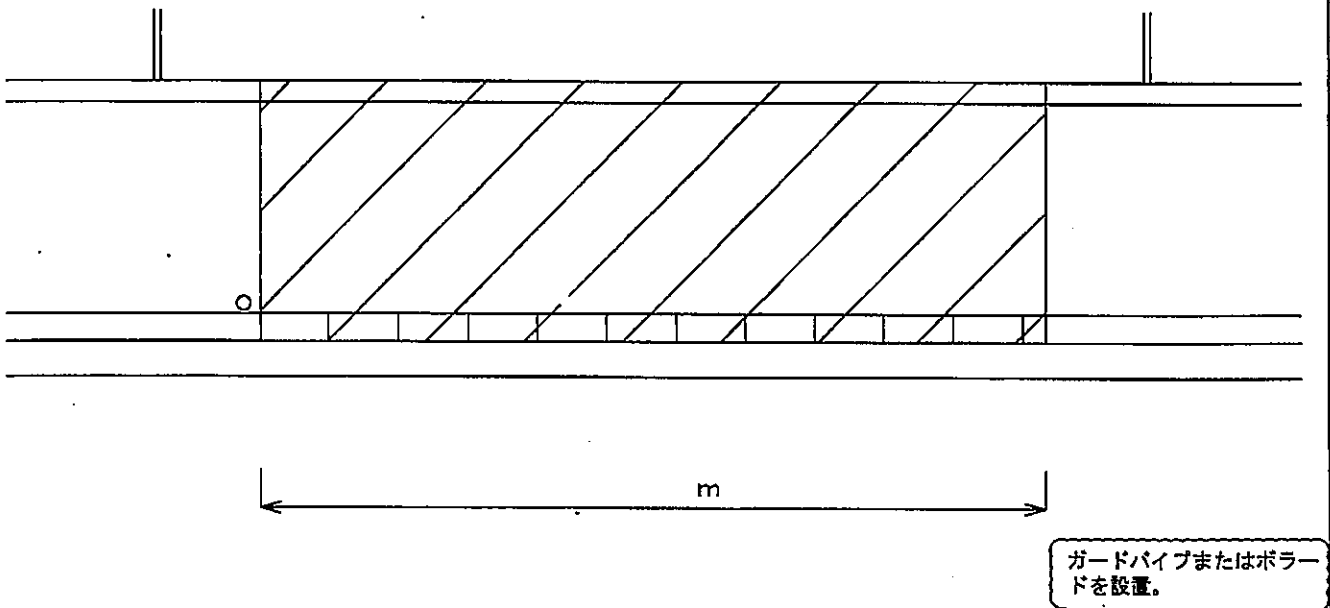
現況平面図



現況立面図



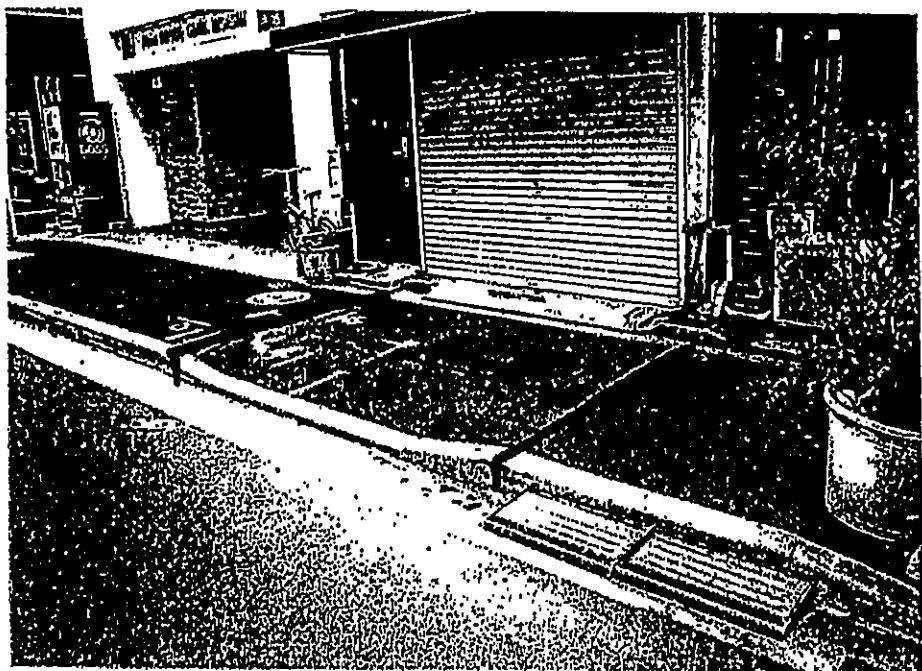
施工平面図



施工立面図



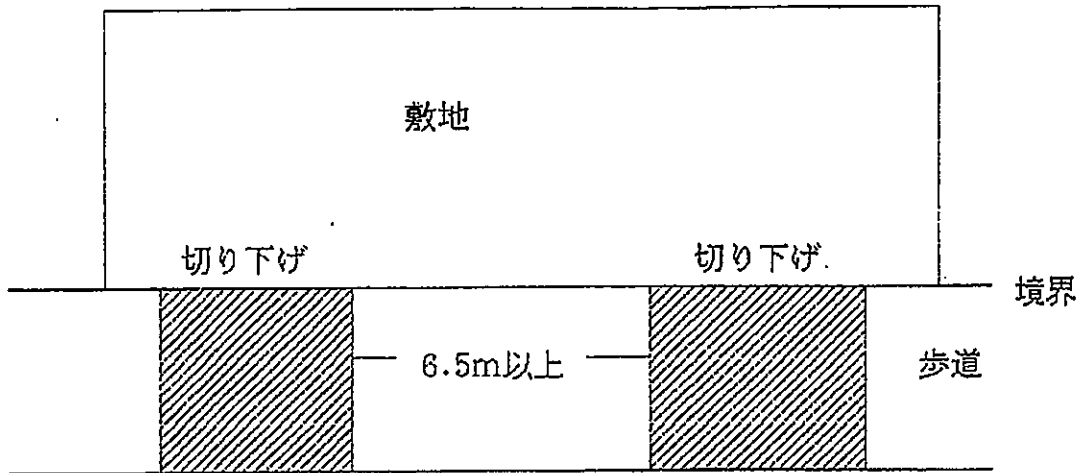
見本



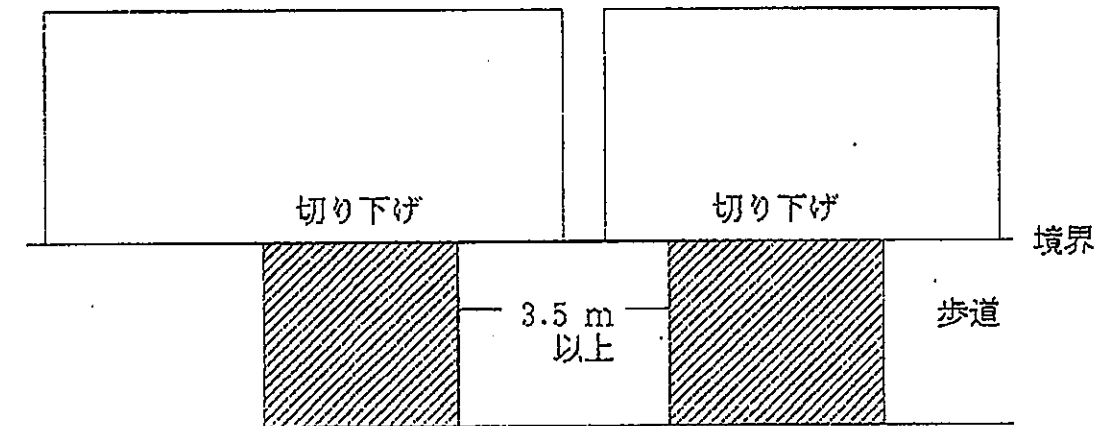
◎ 歩道切り下げ

切り下げ幅は最大7.2メートルで、間隔以上広く作ることはできない。

原則として斜め切り下げは不可。



※ 同一施設に2箇所切り下げを行う場合、間隔は6.5メートル以上あけなければならない。(3箇所以上は許可しない)



※ 隣接した施設にそれぞれ切り下げを行う場合、間隔は3.5メートル以上あけなければならない。

※ 横断歩道との間隔は、5.0メートル以上。すみ切りについては警察の承認を必要とする。

◎ 原則として、切り下げの両端にはそれぞれ1.2メートル以上のガードレールを設置しなければならない。